専任教員要件に関わる確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 |  |
| 現勤務先 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事項 | 該当（〇） |
| １ | 免許を受けた後５年以上理学療法に関する業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者であって、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において教育学に関する科目を４単位以上修め、当該大学を卒業した者。 |  |
| ２ | 免許を受けた後３年以上理学療法に関する業務に従事した者であって、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を４単位以上修め、当該大学院の課程を修了した者。 |  |
| ３ | 免許を受けた後５年以上理学療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了した者。【指定規則第２条第５号（イ）】  ※理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について　R3年3月参照 |  |
| ４ | 指定規則第２条第５号（イ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者。【指定規則第２条第５号（ロ）】  ※文部科学省医学教育課に事前確認済みであること※理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A　R元年5月版問Ⅱ－９参照 |  |
| ５ | 令和４年（2022 年）４月１日前から継続して専任教員である者。  （令和４年４月１日以降に別の学校養成施設に異動する場合や、一旦教員をやめて再び専任教員になる場合には講習会を受講することが望ましい。）  ※理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するQ&A　H30年10月版問Ⅱ－２参照 |  |
| ６ | 上記の１～５のいずれにも該当しない。 |  |